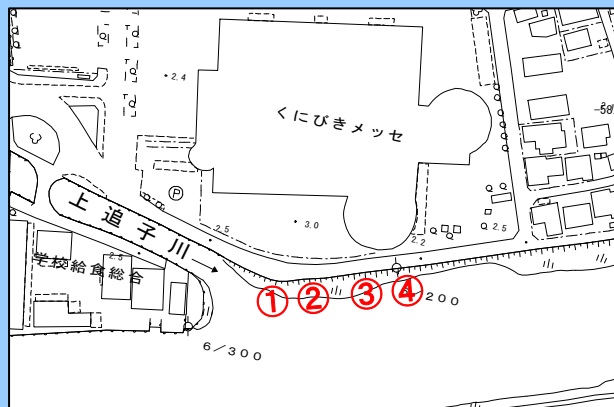


●不法栈橋撤去（簡易代執行）について

平成23年8月31日に剣先川（松江市学園南1丁目地先）において河川法による許可を得てない工作物及び船舶のうち、所有者不明の栈橋（4基）に対して河川法に基づき撤去を行いました。（簡易代執行）

【対象物件位置図】



【撤去前】

①



【撤去後】



～担当者からひとこと～

期日になっても所有者が確認できなかったため、撤去作業を行い当所で保管しています。所有者が確認され次第撤去費用は、所有者に負担してもらいます。